

飯塚市 農業委員会 だより

第3号

(令和元年 10月)

【編集・発行】

飯塚市農業委員会

飯塚市新立岩5番5号

☎ 0948-22-5522



令和元年 8月 27日 穎田地域 農地利用状況調査 風景

※ 農地の利用状況調査

農業委員会では、毎年、農地の利用状況調査を実施しています。かけがえのない農地を守り、活かしていくための活動で、この調査で遊休農地と判断された農地については、その土地の所有者に対し今後の農地の利用意向の調査がおこなわれます。

第3号の主な内容

- ◎ 農地の利用状況調査の概要 1 ページ
- ◎ 農地の転用とは 2 ページ～3 ページ
- ◎ 農地の違反転用について 3 ページ
- ◎ 農業者年金の加入 4 ページ

農地は農業生産の基盤であり、現在及び将来における国民のための限られた資源、かつ、地域における貴重な資源であります。

耕作者の地位の安定および国内農業生産の拡大ならびに国民に対する食料の安定供給のためには、合理的理由のない違反転用を防ぎ、貴重な資源である農地を守る必要があります。

今回、農業委員会だよりでは、主に「農地の転用」、「農地の違反転用」についてお知らせします。

<農地の転用>

農地とは、「耕作の目的に供される土地」を指し、農地転用とは、「農地を農地以外のもの」にすることをいいます。

農地（田や畑など）を埋め立てるなど、農業以外の目的で利用する場合は、農地法で定められた農地転用の手続きが事前に必要となります。

※「耕作の目的に供される土地」とは、休耕地など現に耕作が行われていなくとも、耕作しようと思えばできる土地も農地に含まれます。逆に、過去に農地として利用されていた土地であっても、現在は耕作放棄地と認定されたものについては農地とはされません。



<農地の違反転用>

Q1 農地の違反転用とはどういうことですか？

A1 農地法の手続きによらずに、農地を転用したり改良したりすること（無断転用）と、農地法等の手続きにより転用許可を受けているが、目的どおりに転用していない場合（転用許可条件違反）に分けられます。

無断転用とは、転用許可を受けずに農地以外への形状変更を行うことです。これには、一時的に農地の造成工事を行う農地改良行為も含まれます。

転用許可条件違反とは、転用許可を受けたものの、許可を受けた計画のとおり施工しないことをいいます。具体的には、一般住宅として転用許可を受けていたが、完成したのは店舗であった場合などです。

Q2 違反転用を行った場合には罰則はあるのですか？

A2 農地法に定められている罰則の適用や元の農地へ戻す原状回復の命令を受けることがあります。

＜農地法第 64 条 違反転用に対する罰則＞

3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

Q3 農地の違反転用を防ぐ意味は何ですか？

A3 優良農地の確保や、周囲の農業施設への被害防止のためであります。

農地法(第 1 条)は、「国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源である」と記されており、農地を確保することにより「耕作者の地位の安定と国内の農業生産の拡大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保」を目的としております。

無秩序な農地の転用は農地保全の観点で大きな障害となるとともに、周囲の農地や農業水路や農道といった農業施設にも悪影響が及び、効率的な農業経営が行えなくなってしまう。

このため農地法(第 4 条・第 5 条)では、「農地を農地以外のものにする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない」と規定しており、無秩序な転用の制限並びに違反転用の禁止を明確にしております。



皆さんが所有されている農地は、法令に違反することなく活用されていますか？

ご不明な点がございましたら、お住まいの地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

農業者年金に加入しませんか。

安心して豊かな老後の生活のために、国民年金とは別に農業者の皆さんにメリットがある農業者年金に加入しましょう。

- **農業従事者なら加入は可能です。**

年間 60 日以上農業に従事する 60 歳未満の方で、国民年金第 1 号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。

- **積立方式で安定した財政運営。**

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式・確定拠出型ですので、少子高齢時代でも非常に安定的な財政方式の年金です。

- **保険料の手厚い国庫補助。**

2 万円の保険料の支払いが難しい場合は、保険料の国庫補助の仕組みがあります。国庫補助を受けるには認定農業者で青色申告者等の一定の要件が必要です。

- **保険料は自由に選択可能。**

保険料は月額 2 万円～6 万 7 千円の間で、千円単位で自由に決められ、経営状況や家計の状況に応じていつでも見直せます。

- **税制面でも大きな優遇。**

保険料は全額が社会保険料控除の対象で、支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。死亡一時金は非課税です。農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）も非課税です。

- **終身年金です。**

年金は終身受給できます。加入者や受給者が 80 歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から 80 歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の、死亡時の現在価値相当額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

※ 詳しくは、農業委員会事務局にお尋ねください。

問い合わせ先 : 飯塚市農業委員会事務局

T E L 0948-22-5522 (直通)

0948-22-5500 (代表) 内線 1481・1482

F A X 0948-22-6062 E-メール nou-i@city.iizuka.lg.jp